

## 住宅ローン控除の延長・見直し

2022年度税制改正により、住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和7年末までの入居者を対象とすることになりました。また、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せも実施されています。

- 控除率を 0.7%に引下げ
- 適用期限を4年延長(令和7年12月31日までの入居)
- 新築住宅等につき、控除期間を13年へと延長
  - 新築等の認定住宅等 : 令和4~7年入居→13年
  - 新築等のその他の住宅 : 令和4・5年入居 →13年
  - 令和6・7年入居 →10年
  - 既存住宅 : 令和4~7年入居→10年
- 所得要件を2,000万円以下に引下げ(令和4年1月1日以後居住)
- 省エネ性能等の高い認定住宅等について、借入限度額を上乗せ
- 合計所得金額1,000万円以下の場合、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和
- 既存住宅の要件について、築年数要件を廃止
- 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅は、省エネ基準への適合を要件化
- 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除を最高9.75万円に引下げ(令和4年分以後の住宅ローン控除適用対象者)

## 住宅取得等資金に係る贈与税の見直し

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭（住宅取得等資金）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、下表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

この制度について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、限度額を縮小見直した上で、適用期限が2年延長されています。また、適用対象となる既存住宅の要件については、住宅ローン控除と同様の改正があります。受贈者の年齢制限についても、成人年齢の改正にあわせて、受贈者の年齢要件が18歳以上に引下げられています。

なお、適用期限は令和5年12月31日までの2年の延長です。

|                    |                     | 改正前            | 改正後         |
|--------------------|---------------------|----------------|-------------|
| 住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日 |                     | 令和 3.4.1～12.31 | 契約締結時期に関わらず |
| 省エネ等住宅             | 消費税 10%適用の住宅用家屋の新築等 | 1,500 万円       | 1,000 万円    |
|                    | 上記以外の住宅用家屋の新築等      | 1,000 万円       |             |
| それ以外の住宅            | 消費税 10%適用の住宅用家屋の新築等 | 1,000 万円       | 500 万円      |
|                    | 上記以外の住宅用家屋の新築等      | 500 万円         |             |

## CONTENTS

**住宅ローン控除の**  
 延長・見直し…………… P.1  
**住宅取得等資金に係る**  
 贈与税の見直し…………… P.1  
**中小企業向け**  
 所得拡大促進税制の拡充… P.2  
**少額減価償却資産の**  
 損金算入制度等の見直し… P.2  
**財産債務調書制度の**  
 対象者拡大…………… P.3  
**その他の主な税制改正項目…** P.3  
**短期前払費用を**  
 活用した節税策…………… P.4  
**雇用保険料率と年度更新…** P.5  
**5月度の税務スケジュール…** P.5  
**今月の名言録……………** P.6  
**無料相談会実施中……………** P.6

最新情報は  
ASAKのTwitter(ツイッター)も  
ご利用ください！

随時更新しますので  
フォローして下さい！





## 中小企業向け所得拡大促進税制の拡充

「所得拡大促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等(資本金1億円以下)が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、雇用者全体の給与(給与等支給総額)が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除、もしくは、前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除ができる制度です。

さらに加えて、人的投資の要件(教育訓練費の対前年10%以上)を満たした場合には、税額控除率10%上乗せ(最大40%の税額控除)が受けられます。

適用期限は、従来よりも1年延長し、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度までとなっています。

|           |     | 改正前                           |                                                                   | 改正後               |                               |
|-----------|-----|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------|
| 適用要件      |     | 雇用者全体の給与総額：<br>対前年度増加率 1.5%以上 |                                                                   | (変更なし)            |                               |
| 税額控除      |     | 控除率最大 25%                     |                                                                   | 控除率 <b>最大 40%</b> |                               |
| 控除率を乗ずる対象 |     | 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額            |                                                                   | (変更なし)            |                               |
| 控除率       | 基本  | 15%                           |                                                                   | 15%               |                               |
|           | 上乗せ | +10%                          | 雇用者全体の給与総額：<br>対前年度増加率 2.5%以上<br><b>かつ</b><br>教育訓練増加等の要件の充足<br>※1 | +15%              | 雇用者全体の給与総額：<br>対前年度増加率 2.5%以上 |
|           |     |                               |                                                                   | +10%※2            | 教育訓練費の対前年度増加率<br>10%以上        |
| 控除上限額     |     | 当期の法人税額×20%                   |                                                                   | (変更なし)            |                               |

※1 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

① 教育訓練費の対前年度増加率 10%以上

↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後: 明細書の**保存**)が必要

② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後: **廃止**)

※2 控除率 15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計 25%

## 少額減価償却資産の損金算入制度等の見直し

中小企業者等が1つ当たりの取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に全額損金算入することが可能となっている少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等が見直しされています。

実務上では、対象資産から「貸付けの用に供した資産」が除外されるため、一部で影響出ることが想定されます。

① 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度(取得価額10万円未満)

② 一括償却資産の損金算入制度(取得価額20万円未満)

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(取得価額30万円未満、合計300万円まで)  
(適用期限は、2年延長され、令和6年3月31日まで)

|              | 資産の取得価額            | 償却方法                                |                        |                |
|--------------|--------------------|-------------------------------------|------------------------|----------------|
|              |                    | 右記以外                                | 貸付用(主要な事業として行われるものを除く) |                |
| 全ての事業者       | 10 万円未満            | 耐用年数に応じた期間等で償却<br>or 全額損金算入(上記①)    | <b>耐用年数に応じた期間で償却</b>   | 恒久措置           |
|              | 10 万円以上<br>20 万円未満 | 耐用年数に応じた期間等で償却<br>or 3 年間で均等償却(上記②) |                        |                |
| 中小企業者<br>等のみ | 30 万円未満            | 耐用年数に応じた期間等で償却<br>or 全額損金算入(上記③)    |                        | 時限立法<br>(2年延長) |

## 財産債務調書制度の対象者拡大

財産債務調書制度とは、適正な課税の確保のため、一定基準以上の資産を持つ人に、その保有財産や債務を記載した書類の提出を義務付ける制度で、2015年度税制改正で創設されたものです。

対象者は、財産の種類、数量、価額、債務の金額とともに、財産の所在、有価証券の銘柄や取得価格などの事項を掲載した調書を所轄税務署に対して提出しなければなりません。

今回の改正で、この対象者が拡大されるとともに、提出期限が変更されています。

具体的には下記の表にもまとめてありますが、提出義務者の範囲に、財産価額の合計が10億円以上の者が追加されています。従来は、所得税の確定申告で2,000万円超でなければ、所有する総資産がどれだけたくさんあっても提出義務はありませんでしたが、今回の改正で所得要件をなくし、追加されています。

また、提出期限に関しては、翌年6月30日に（改正前は翌年3月15日）（国外財産調書も同様）変更されています。

一部簡略化されるものとして、記載を省略できる家庭用動産の取得価額が300万円未満（改正前は、100万円未満）とされています。

この制度改正は、令和5年分以後の財産債務調書及び国外財産調書について適用されます。また、令和6年1月1日以後に提出される財産債務調書について、更正等の予知なく期限後提出された場合に期限内提出とみなす措置について、その提出が税務調査の通知前にされたものである場合に限り適用（国外財産調書も同様）されることになっています。

| 令和××年 12月31 日分 財産債務調書                                        |                       |              |                            |            |                              |             |           |                             |  |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------|----------------------------|------------|------------------------------|-------------|-----------|-----------------------------|--|
| 財産債務を<br>有する者                                                | 住 所                   |              | 東京都千代田区霞が関3-1-1            |            |                              |             |           |                             |  |
|                                                              | 氏 名                   |              | 国税 太郎                      |            |                              |             |           |                             |  |
|                                                              | 個 人 番 号               |              | 0000 0000 0000             |            |                              |             | 電話番号      | (住宅・勤務先・携帯)<br>00-0000-0000 |  |
|                                                              |                       |              |                            |            |                              |             |           |                             |  |
| 財産債務の<br>区 分                                                 | 種 類                   | 用途           | 所 在                        | 数量         | 取得価格・取得価額<br>取得価額・取得価格       |             | 備考        |                             |  |
| 土地                                                           | 事業用                   | 事業用          | 東京都千代田区〇〇1-1-1             | 1<br>250 ㎡ | 250,000,000円                 |             | 土地を<br>含む |                             |  |
| 建物                                                           | 事業用                   | 事業用          | 東京都港区〇〇3-3-3               | 1<br>500 ㎡ | 110,000,000円                 |             |           |                             |  |
| 建物                                                           | 一般用                   | 一般用          | 東京都千代田区霞が関3-1-1            | 1<br>95 ㎡  | 89,000,000円                  |             |           |                             |  |
| 建物計                                                          |                       |              |                            |            | 199,000,000円                 |             |           |                             |  |
| 現金                                                           | 一般用                   | 一般用          | 東京都千代田区霞が関3-1-1            |            | 1,905,284円                   |             |           |                             |  |
| 預貯金                                                          | 普通預金                  | 事業用          | 東京都千代田区〇〇2-2-2<br>〇〇銀行△△支店 |            | 38,961,915円                  |             |           |                             |  |
| 有価証券                                                         | 上場株式(株 社)             | 一般用          | 東京都港区〇〇3-1-1<br>△△証券××支店   | 5,000 株    | 5,555,555円<br>6,450,000円     |             |           |                             |  |
| 特定有価証券                                                       | ストックオプション<br>(〇〇株式会社) | 一般用          | 東京都港区△△1-2-1               | 600 個      | 3,000,000円                   |             |           |                             |  |
| 匿名組合出資                                                       | C匿名組合                 | 一般用          | 東京都港区〇〇1-1-1<br>株式会社 B     | 100 口      | 100,000,000円<br>140,000,000円 |             |           |                             |  |
| 金融商品取引<br>※商品取引法<br>第15条に規定する                                | 先物取引(〇〇)              | 一般用          | 東京都品川区〇〇5-1-1<br>××証券××支店  | 100 口      | 20,000,000円<br>29,000,000円   |             |           |                             |  |
| 貸付金                                                          |                       | 事業用          | 東京都品川区〇〇2-1-1<br>〇〇△△      |            | 3,000,000円                   |             |           |                             |  |
| 未収入金                                                         |                       | 事業用          | 東京都品川区〇〇2-1-1<br>株式会社 C    |            | 1,500,000円                   |             |           |                             |  |
| 貴金属類                                                         | ダイヤモンド                | 一般用          | 東京都千代田区霞が関3-1-1            | 3 個        | 6,000,000円                   |             |           |                             |  |
| その他の動産                                                       | 家庭用動産                 | 一般用          | 東京都千代田区霞が関3-1-1            | 2 台        | 3,000,000円                   |             |           |                             |  |
| その他の財産                                                       | 生命保険契約                | 一般用          | 東京都品川区〇〇1-0-0<br>××証券××支店  |            | 10,000,000円                  |             |           |                             |  |
| その他の財産                                                       | 特許権<br>(△△ユニオン)       | 一般用          | 東京都千代田区霞が関3-1-1            | 1 個        | 10,000,000円                  |             |           |                             |  |
| 借入金                                                          |                       | 事業用          | 東京都千代田区〇〇2-2-2<br>〇〇銀行△△支店 |            | 20,000,000円                  |             |           |                             |  |
| 未払金                                                          |                       | 事業用          | 東京都港区〇〇7-8-8<br>株式会社 D     |            | 1,500,000円                   |             |           |                             |  |
| その他の債務                                                       | 保証金                   | 事業用          | 東京都品川区〇〇2-3-4<br>株式会社 E    |            | 2,000,000円                   |             |           |                             |  |
| 国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額<br>(うち国外純出物税対象財産の価額の合計額(34,000,000円)) |                       |              |                            |            | 89,000,000円                  |             |           |                             |  |
| 財産の価額の合計額                                                    |                       | 789,217,299円 |                            | 債務の金額の合計額  |                              | 23,500,000円 |           |                             |  |
| (簡潔)                                                         |                       |              |                            |            |                              |             |           |                             |  |

|       | 改正前                                                                                                   | 改正後                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出義務者 | 以下のいずれの基準にも該当する者<br>□ 所得基準:所得 2,000 万円超<br>□ 財産基準:総資産 3 億円以上<br>又は、有価証券等 1 億円以上                       | 改正前の提出義務者に <b>加えて</b> 、<br>以下の財産基準に該当する者も対象とする<br>□ 財産基準: <b>総資産 10 億円以上</b><br>(所得基準なし)              |
| 提出期限  | 翌年 3 月 15 日                                                                                           | <b>翌年 6 月 30 日</b>                                                                                    |
| 記載内容  | 12 月 31 日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等<br>※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能<br>例:取得価額 <b>100 万円</b> 未満の家庭用動産(現金・美術品等を除く) | 12 月 31 日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等<br>※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能<br>例:取得価額 <b>300 万円</b> 未満の家庭用動産(現金・美術品等を除く) |

## その他の主な税制改正項目

### ◆ 交際費等の損金不算入制度の延長

交際費等の損金不算入制度、接待飲食費に係る損金算入の特例、中小法人に係る損金算入の特例の各制度について、適用期限が2年延長されています(令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度まで)。

### ◆ 適格請求書保存方式(インボイス制度)に係る見直し

令和5年10月から始まるインボイス制度に関連し、免税事業者の課税期間中の登録が柔軟に対応できるように変更されています。令和11年9月30日までの日の属する課税期間中までに適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、課税期間の中途であっても、その登録日から適格請求書発行事業者になることが可能になりました。(翌課税期間の開始の日を待つ必要なし) ※その他にも改正項目あり

### ◆ 電子取引に係る電子データ保存の宥恕措置の整備

事実上2年間の猶予期間を設け、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続き、出力書面で保存できることになりました。なお、税務署長への手続などは特に不要です。



## 短期前払費用を活用した節税策

### ◆ 前払費用とは

日常、様々な支払いがある中で、例えば、駐車場代や家賃などは通常、当月中に翌月分を支払っています。これらを前払費用といい、「一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、事業年度終了時において、いまだ提供を受けていない役務に対するもの」となっています。

原則的に前払費用は、税務上、費用ではなく資産として計上することになっています。そして、実際の役務提供時期に応じて、順次その資産を取り崩し、費用として計上していくことになります。つまり、前払費用とは、お金は支払っていても、その時点では費用に計上できないものになります。



### ◆ 短期前払費用による節税策

ただし、この前払費用の定義を厳密に会社経理で適用していくと、事務作業が煩雑になるなどの不都合もありますので、その例外措置として、税務上、「短期前払費用」という規定が通達に定義されており、前払費用でも、支払った日から1年以内に役務の提供を受けるものについては、便宜的にその支払ったときの費用として計上できることになっています。

この規定を活用した節税策としては、短期前払費用として支払われた生命保険料、リース料、工業所有権の使用料、地代家賃、会費などがあります。これらについて、翌期1年分を前払いすることで、より多くの費用を計上することが可能になるのです。

参考：法人税基本通達2-2-14

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時にいまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下同じ。）の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

（注）例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。

### ◆ 短期前払費用として節税に活用するための要件

上記の通り、短期前払費用に該当すると有効な節税対策となることがありますが、そのためには、次の要件を満たすことが重要です。

- ① 契約に従って、継続的に役務提供を受けるものであること  
……契約書の変更をせずに、一方的に年払いをしたとしても適用不可
- ② 支払日から1年以内に役務提供を受けるものであること……1年を超える年払いは適用不可
- ③ 継続適用すること  
……利益が多く計上されそうなどときには2年分計上して、翌期においては赤字になったから年払いを止めて費用計上しないということは認められません。最低でも、3～5年間ぐらいの継続が必要と思われます。
- ④ 重要性の乏しいものであること
- ⑤ 費用収益が対応しないものであること……転貸する場合の家賃などは、費用と収益が対応しないので適用不可
- ⑥ 現実に対価として支払ったものであること

### ◆ 適用した場合のデメリット

まず1つ目は、節税効果があるのは、年払いを始めた最初の期だけということです。翌期以降、支払い方法が年払いになるだけで、費用に計上できるのは、今まで通りの1年分です。また、逆に年払いが解消されるときには、費用が全く計上されないことになり、そこで最初の節税効果が増税という形で解消されることになってしまいます。したがって、每期、経常的に利益が見込まれるような会社では、効果的ではないかもしれません。

2つ目のデメリットは、1年分を前払いしないといけないので、その分の多額の資金が必要になるということです。

3つ目は、翌期分を先に支払うわけですから、例えば、事務所家賃のように、あとで別の場所に移りたいと思っても、移動しづらくなるということがあります。具体的な活用については、当方までご相談ください。

## 雇用保険料率と年度更新

雇用保険料率は、財政状況に応じて毎年度見直しが行われていますが、2022年度の雇用保険料率が、3月末に決定しました。今年度は、年度途中で雇用保険料率が変動する変則的な雇用保険料率の変更となるので注意が必要です。

### ◆ 2022年度の雇用保険料率

雇用保険の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激に悪化しています。その一方で、コロナ禍で雇用保険料率が引き上げられることに対する労使の負担感も踏まえ、2022年度については段階的に引き上げられることになりました。

具体的には下表のとおり、上期(2022年4月1日から9月30日まで)と下期(2022年10月1日から2023年3月31日まで)に分けて変更されます。上期の雇用保険料率は、2021年度と比較し、会社負担が0.5/1,000引き上げられるのみとなり、給与から控除する従業員負担の雇用保険料率を変更する必要はありません。

### ◆ 注意が必要な年度更新

2021年度の確定保険料と2022年度の概算保険料を申告・納付する2022年度の年度更新では、2022年度の概算保険料(雇用保険分)について、上期の概算保険料額と、下期の概算保険料額を賃金集計表で計算し、その合計額を2022年度の概算保険料として納付することになっています。例年であれば、前年度の賃金額の合計を集計することで、確定保険料と概算保険料を算出できますが、2022年度の年度更新は複雑になります。年度更新申告書に同封される厚生労働省のパンフレットを確認して、集計に誤りのないよう注意して進めましょう。

[上期] 2022年4月1日～2022年9月30日

[下期] 2022年10月1日～2023年3月31日

|                  | 従業員負担   | 会社負担      | 合計         |
|------------------|---------|-----------|------------|
| 一般の事業            | 3/1,000 | 6.5/1,000 | 9.5/1,000  |
| 農林水産・<br>清酒製造の事業 | 4/1,000 | 7.5/1,000 | 11.5/1,000 |
| 建設の事業            | 4/1,000 | 8.5/1,000 | 12.5/1,000 |

|                  | 従業員負担   | 会社負担       | 合計         |
|------------------|---------|------------|------------|
| 一般の事業            | 5/1,000 | 8.5/1,000  | 13.5/1,000 |
| 農林水産・<br>清酒製造の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000  | 15.5/1,000 |
| 建設の事業            | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 16.5/1,000 |

## 5月度の税務スケジュール

| 内 容                                                                                  | 期 限                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付                                                               | 納 期 限 5月10日(火)             |
| 3月決算法人の確定申告<br>＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞                                  | 申告期限 }<br>納 期 限 } 5月31日(火) |
| 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知                                                            |                            |
| 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞                                   |                            |
| 9月決算法人の中間申告<br>＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)                                      |                            |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞                                                 |                            |
| 消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞                               |                            |
| 消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)<br>＜消費・地方消費税＞ |                            |
| 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付                                                                |                            |
| 自動車税の納付、鉦区税の納付                                                                       |                            |

## 今月の名言録

### 自分の思う限界は限界ではない 山川宗玄(正眼寺住職)

お恥ずかしい話なのですが、この矛盾、つまり修行から解放される方法は「修行半ばでこの人は挫折した」と皆から思ってもらえることだ、という結論に達しました。

それにはこの修行中に突然バタッと倒れて救急車で運ばれるのが一番いい、と何も分からない頭で考えたのです。

そうすると、一刻も早く倒れなければならない。となれば毎日の修行は厳しいが、さらに負荷をかけて厳しくすれば、早い時期に倒れてくれるのではないかと。そこで坐禅も作務も托鉢も身を粉にしてとことん頑張りました。予定では数日、長くても一週間で見事に倒れ、誰かに介助されて救急車で運ばれるという筋書きでした。修行とは全く違う方向ですが、本人は必死でした。

人間に残る最後の欲望は休みたいということだと実感したのもこの頃です。

ギリギリだとは自分でも感じているのですが、倒れないんです。面白いことに。

自分の思う限界は限界ではなかったのかもしれませんが、いずれにしてもギリギリのところで踏みとどまっていたと思います。そうすると、不思議なもので余計なことを考えなくなるのです。「倒れたい」という気持ちと「倒れないな。不思議だな」という実感。

そして、ある満月の晩でした。皆が寝に帰った後、いつものように1人で夜坐をしていました。ポーン、ポーンという時計の音で「あっ、二時だ」と分かる。それまでの私なら、「いま禅堂に戻っても一時間半しか休めない」と思っていたと思います。倒れたいと願っているはずなのに、面白いものでそんなことを考えてしまう。だが、その日はなぜか一時間半しかではなく、一時間半も休ませていただけるのか」という言葉が心の奥底からフツと浮かんできたのです。その途端、ガラガラガラと世の中が変わっていくような感触を得たのです。「自分は変わった」と思いました。

(「1日1話読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」致知出版社刊)



## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

**何でも気軽にご相談ください！**

## 事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

|          |        |
|----------|--------|
| 税理士・行政書士 | 浅岡 和彦  |
| 不動産鑑定士   | 佐々木 勝己 |
| 社会保険労務士  | 松永 裕美  |

